

枕崎市業務継続計画

枕崎市

1	業務継続計画の基本的考え方	2
1-1	計画の趣旨	2
1-2	業務継続計画の概要	2
	(1)業務継続計画（BCP）とは	2
	(2)業務継続計画の効果	2
	(3)非常時優先業務とは	3
1-3	業務継続計画と地域防災計画との関係	3
2	枕崎市業務継続計画の基本方針	5
2-1	計画の基本方針(BCPの目標)	5
2-2	計画の構成	5
2-3	計画の対象	5
2-4	計画の発動	5
3	被害状況の想定	6
3-1	想定する災害	6
3-2	被害状況の想定	6
	(1)本市全体の被害状況の想定	6
	(2)本庁舎等の被害状況の想定	7
4	非常時優先業務の整理	8
4-1	対象期間	8
4-2	対象業務の範囲	8
	(1)災害応急対策業務	8
	(2)継続通常業務	8
4-3	非常時優先業務の選定	9
	(1)選定手順	9
	(2)非常時優先業務選定の基準	10
5	非常時優先業務継続のための体制確立	11
5-1	職員の参集	11
5-2	職員の確保	12
	(1)参集可能職員数の把握	12
	(2)職員の確保対策	14
5-3	指揮命令系統の確立	15
5-4	非常時優先業務に必要な施設・設備等の対策	16
	(1)庁舎等の安全性の確保	16
	(2)ライフライン設備等の確保	17
	(3)業務遂行のために必要な物資等の確保	18
	(4)災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	19
	(5)重要行政データの確保	20
6	今後の取組	21
	(1)業務継続計画の共通認識	21
	(2)業務継続計画の継続的な改善	21

1 業務継続計画の基本的考え方

1-1 計画の趣旨

大規模な災害が発生した際の緊急時においては、地域防災計画に定める災害応急対策業務の着実な推進と、継続する必要性が高い通常業務の機能停止・低下を最小限に抑え、可能な限り速やかな復旧・復興に努め、市民生活の回復を図らなければならない。

このため、緊急時に災害対策本部の各部（班）の担当する業務について、業務の範囲と優先順位及び必要な事項を定め、緊急時における様々な状況に対応して適切な行動の選択を可能にすることによって、災害による市民の生命及び生活に係る被害の軽減に向けた適切な対応に資することを目的として、業務継続計画を策定する。

1-2 業務継続計画の概要

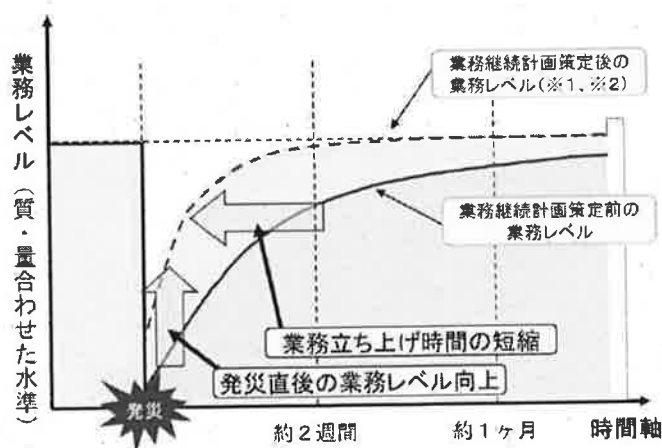
(1) 業務継続計画（BCP）とは

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、人、物、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、地域防災計画に定められた災害対応業務及び災害時においても優先的に継続すべき通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定したうえで、その優先順位を定めるとともに、継続に必要な資源の確保や配分などについて、必要な事項を明らかにすることにより、大規模災害時であっても適切に対応できることを目的とした計画である。

(2) 業務継続計画の効果

業務継続計画を策定することによって、様々な制約下にあっても、あらかじめ定められた優先順位のもとに必要な措置を講じることにより、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果を得ていて、高いレベルでの業務継続を行える状況に改善することが可能となる。

■業務継続計画の策定に伴う効果の模式図



※1 業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、受援計画等と相まって、100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することが可能となる。

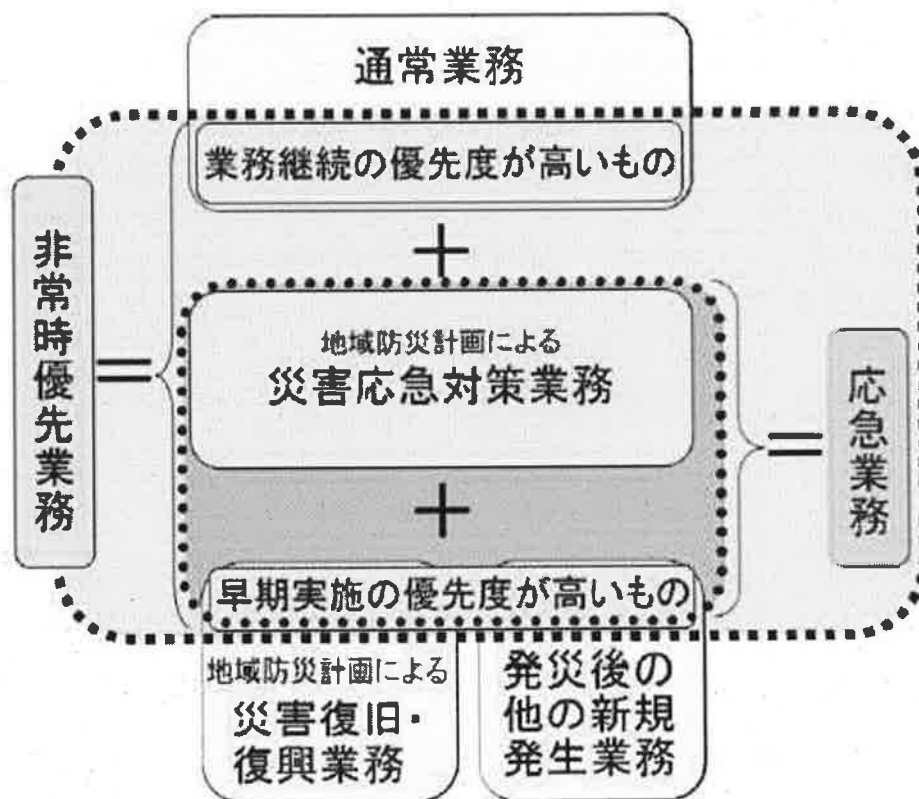
※2 訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

出典：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続計画の手引き（H28.2：内閣府）

(3) 非常時優先業務とは

非常時優先業務は、災害時において優先して実施する業務であり、地域防災計画における災害応急対策業務を基本として、市民の生命財産の保護や生活の復旧のために優先して行う必要のある一部の災害復旧復興業務及び通常業務のうち継続して行うべき業務が対象となる。なお、発災後しばらくの期間は、各種の必要資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の継続の支障とならない範囲で業務を実施する。

■非常時優先業務



出典：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続計画の手引き（H28.2：内閣府）

1-3 業務継続計画と地域防災計画との関係

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、枕崎市防災会議が作成する計画であり、想定される災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、市や防災関係機関等が、災害予防、応急対策及び復旧・復興に関し、実施すべき事務や業務について定めた総合的かつ基本的な計画である。

実際に災害が発生した場合に、市民の生命財産を保護し、市民生活や地域経済の維持・回復を図るためには、地域防災計画に定められた災害応急対策だけでなく、戸籍や福祉などの通常業務の一部も継続するとともに、発災直後から行政機能の速やかな回復を図っていく必要がある。

業務継続計画の目的は、人、物、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、非常時優先業務を特定するとともに、当該業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、

そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な災害発生時であっても、適切な業務執行を行うことにある。

業務継続計画と地域防災計画との主な相違点を列挙すると次表のようになる。

■ 地域防災計画と業務継続計画との関係（内容の主な相違点）

	地域防災計画	業務継続計画
作成主体等	<ul style="list-style-type: none"> 地方防災会議が作成し、都道府県、市町村、防災関係機関等が実施する計画である。 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県又は市町村が作成し、自らが実施する計画である。
計画の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。 	<ul style="list-style-type: none"> 発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）ための計画である。
行政の被災	<ul style="list-style-type: none"> 行政の被災は必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等については計画に定める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政の被災を想定（庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価）し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。
対象業務	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）を対象とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 非常時優先業務を対象とする（災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。
業務開始目標時間	<ul style="list-style-type: none"> 業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない（一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もある）。 	<ul style="list-style-type: none"> 非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	<ul style="list-style-type: none"> 業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必ずしも記載する必要はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について検討のうえ、記載する必要がある。

出典：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続計画の手引き（H28.2：内閣府）

2 枕崎市業務継続計画の基本方針

2-1 計画の基本方針（BCPの目標）

枕崎市業務継続計画（以下「本計画」という。）では、大規模な災害時における、本市の業務執行の基本方針を、次のとおりとする。

ア 市民の生命、身体及び財産等を守る（非常時優先業務の最優先の実施）。

大規模な災害が発生した場合には、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、市民生活や経済活動等の維持を図るため、非常時優先業務を最優先に実施する。

イ 非常時優先業務を実施するための体制を確立する。

職員が被災後も業務に従事できるための対策を行うとともに、早期参集等による必要な人員の確保及び庁舎・電力・通信等に係るその他の業務資源の確保を図るなど、非常時優先業務を効果的・効率的に実施するための体制を確立する。

ウ 非常時優先業務以外の業務は、原則として停止・休止する。

人材・施設・資機材等の資源を非常時優先業務に集中的に投入するため、非常時優先業務以外の業務は、原則として停止・休止する。

2-2 計画の構成

本計画では、大規模な災害発生時における本市の業務継続について系統的に説明を行うため、まず、計画の対象となる「組織」を明らかにし、枕崎市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）における地震想定のうち、本計画で想定する災害の「被害状況の想定」を選定する。

次に、本計画で対象とする「非常時優先業務」選定の基準について説明するとともに「非常時優先業務」ごとに業務着手の目標時期を一覧表として示す。

最後に、業務継続のための「体制の確立」とともに、「資源・環境の確保」並びに「業務継続体制の向上」について計画するものとする。

2-3 計画の対象

本計画の対象は、本市が実施する業務全般とし、市役所本庁舎及び教育委員会、各出先機関、消防本部、消防署を対象とする。

2-4 計画の発動

災害対策本部長（市長。以下「本部長」という。）は、災害対策本部の設置と同時に本計画の発動を宣言する。

3 被害状況の想定

3-1 想定する災害

非常時優先業務の選定及び必要資源に関する分析と対策の検討を行うためには、本市の業務が外部条件によって受ける制約（ライフライン支障、交通支障等）を把握することが重要となる。

このため、本市に及ぼす影響が最も大きいと考えられる「種子島東方沖地震」「南海トラフ大地震」を想定する災害とした。

■想定する災害

① 種子島東方沖地震	② 南海トラフ大地震
震源：種子島東方沖	震源：日向灘
震度：最大震度 5 強	震度：最大震度 5 弱
最大津波高：3.05m	最大津波高：3.79m
最短津波到達時刻：196 分	最短津波到達時刻：176 分

3-2 被害状況の想定

(1) 本市全体の被害状況の想定

想定地震に対する本市全体の被害想定結果（「鹿児島県地震等災害被害予測調査」結果による）と被害の概況は、次表のとおりである。

■被害の概要

項 目		被害想定結果 (種子島東方沖地震)	本市の被害の概況 (復旧予想)
建物被害	建物棟数	19,808 棟	・市内の建物のうち、240 棟が全・半壊する。
	全壊棟数	40 棟	
	半壊棟数	200 棟	
火 災 被 害		無し	・延焼火災の危険性は少ないと想定される。
人的被害	死者	僅か	・避難者は被災 1 日後が最大となる。
	負傷者		
	重傷者		
	避難者数	160 人	

インフラ被害	上水道	断水率	僅か	・一部で断水が起こる。
	下水道	機能支障率	0.2%	・機能支障が発生した場合、水洗トイレが使用不可となる。
	電力	停電率	僅か	・僅かではあるが、停電が発生する。
	固定電話	不通回線率	僅か	・回線の混雑が1週間から10日程度続く可能性がある。
道路被害		僅か		・津波が川を遡上することに伴い氾濫する可能性がある。

(2) 本庁舎等の被害状況の想定

市の業務が外部条件によって受ける制約をさらに把握すること等を目的として、本庁舎等の対象施設の被害状況を把握する。想定する被害としては対象施設建築物、建物内部、ライフライン（電力、上水道、通信等）の機能障害等とする。

本庁舎等の対象施設の被害状況の想定は、次表のとおりである。

■ 本庁舎等の対象施設の被害状況の想定

項目	被害状況の想定（復旧予想）
市庁舎等	○本庁舎、消防本部等の予測震度は、 震度5強 と想定する。 ○本庁舎、消防本部等は、使用不能となる重大な被害、損壊は生じていないものと想定する。
執務空間	○本庁舎は震度5強の揺れが予測され、執務室内は、固定されていない書庫等のほとんどが転倒・落下、ガラスの破損・飛散により、執務室の使用再開には少なくとも数時間の復旧作業が必要となり、災害対応に遅れが生じると想定する。
電力	○商用電力は、発災後12時間程度は外部からの電源供給はないと想定する。
電話	○一般の電話・FAXは、回線の混雑により数日間は、つながりにくい状況が継続すると想定する。
県防災通信システム	○地上系については、公衆回線の断裂、衛星系については設備の被災により利用不能となる可能性があるとして想定する。
情報システム	○発災直後は情報システムが使用できないものと想定し、電力等が回復する12時間以降に順次復旧すると想定する。
空調	○停電時には、空調機器は使用不可と想定する。 ○発災後12時間程度は、外部からの電源供給はないと想定する。
水洗トイレ	○停電・断水時は、利用できなくなるものと想定する。
職員	○休日又は夜間：本人及び家族の被害、自宅被害、交通機関の途絶等で参集できない職員が出ると想定する。

4 非常時優先業務の整理

大規模な災害発生時に人員や機材などの災害対応のための資源に制約を伴う状況下で、市民の生命財産を保護するために地域防災計画で定めている災害応急対策業務を早急に実施しなければならないことはいうまでもないが、一方で、市民生活に係わる災害応急対策以外の行政ニーズへの対応への影響を最小限に食い止めるために必要な通常業務の継続又は早期回復も重大な課題である。

このため、発災後いつ頃の時期までに各業務を開始・再開する必要があるかを検討し、一定の期間内に開始・再開すべき業務を「非常時優先業務」として選定する。

4-1 対象期間

「非常時優先業務」は、発災直後から遅くとも1月（業務開始実施環境が概ね整うものと考えられる時間までの期間）以内に着手しなければならず、かつ、目標レベルに到達していなければならない業務とする。

4-2 対象業務の範囲

「非常時優先業務」は、地域防災計画における応急対策と一部の復旧・復興対策からなる「災害応急対策業務」と、それ以外の通常業務のうち災害時においても継続が求められる「継続通常業務」を対象とする。

これらの「非常時優先業務」に対して限られた人的・物的資源を集中的に投入し、大規模災害時においても市民の生命・健康・財産を守るものとする。

(1) 災害応急対策業務

地域防災計画では、市、県、国及び事業所等、関係機関が行う業務として予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務が定められている。そのうち、市が災害時に行わなければならない業務を本計画では「災害応急対策業務」とする。

該当する業務は、「地域防災計画 地震・津波災害対策編」で市が担当する業務のうち「第3編 地震・津波災害応急対策」で挙げられている業務のすべてと、「第4編地震・津波災害復旧・復興」で挙げられている業務の一部とする。

(2) 継続通常業務

通常業務のうち、市民の生命・生活・財産・経済活動等を守るためや、市役所の基幹的な組織機能、オフィス機能を維持するための観点から、災害時においても業務継続の優先度の高い業務を本計画では「継続通常業務」とする。

4-3 非常時優先業務の選定

(1) 選定手順

非常時優先業務の選定は、次のとおり行う。

ア 「非常時優先業務」は、発災後遅くとも1月以内に着手しなければならない、かつ、目標レベルに到達していなければならない業務を選定する。

イ 「災害応急対策業務」に係る内容について、「地域防災計画・一般災害対策編」に掲げる所掌事務を基本として、大規模災害発生時に生じると想定される具体的業務を非常時優先業務として選定する。

ウ 「継続通常業務」に係る内容については、「枕崎市組織及び事務分掌等に関する規則」「枕崎市議会事務局処務規程」「枕崎市教育委員会事務局組織規程」「枕崎市選挙管理委員会規程」「枕崎市農業委員会事務局設置規則」「枕崎市水道課分掌規程」「枕崎市監査委員事務局規程」に掲げる所掌事務を基本として、特に継続実施が不可欠な業務を選定する。

■業務の区分と内容

業務区分		内 容
非常時優先業務	継続通常業務	<ul style="list-style-type: none"> ○通常業務のうち、業務の規模を縮小する、方法を工夫する等により続行する業務 ・市民の生命・健康・財産を守る業務 ・市の意思決定に必要な業務 ・その他、休止することができない業務 <p>(例) 死亡届・出生等の戸籍受付、議会に関する業務 など</p>
	災害応急対策業務	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時に行う業務 ・地域防災計画一般災害対策編「第3編 災害応急対策」における業務 ・地域防災計画一般災害対策編「第5編 災害復旧・復興」で挙げられている業務のうち、被災者の生活支援等に供する業務 <p>(例) 災害見舞金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金等の支給、市税等の減免 など</p>
停止・休止業務		<ul style="list-style-type: none"> ○通常業務のうち、停止・休止する業務 ・一定期間（1月超）先送りすることが可能な業務 ・災害復興までの間、停止・休止することがやむを得ない業務 <p>(例) 職員研修、地域懇談会 など</p>

エ 非常時優先業務ごとに、業務開始目標時間を設定する。業務開始目標時間設定に際しては以下の点に留意する。

○地域社会の影響や法令の適正な執行の観点から検討する。

○今の資源で実施可能かどうかという「可能性」の視点ではなく、住民にとって当該業務が開始される必要があるかどうかという「必要性」の視点から設定する。

オ 本計画検討の前提としている勤務時間外（平日夜間や休日）に大規模な災害等が発生した場合について検討する。ただし、勤務時間内に地震が発生した場合や、大規模水害時における適用も視野に入れる。

(2) 非常時優先業務選定の基準

非常時優先業務の選定基準は、次表のとおりとする。

■ 災害応急対策業務及び継続通常業務

業務開始 目標時間	該当する業務 の考え方	代表的な業務例
3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員及び家族の安全確保 ・ 初動体制の確立 ・ 被災状況の把握 ・ 救助・救急の開始 ・ 避難所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> a 災害対策の根幹となる体制立ち上げ業務（人、場所、通信、情報等） b 被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告） c 発災直後の火災、津波等対策業務（消火、避難・警戒・誘導処理等） d 救助・救急体制確立に係る業務（応援要請、部隊編成・運用） e 避難所の開設、運営業務 f 組織的な業務遂行に必須な業務（幹部職員補佐、公印管理等）
1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急活動（救助・救急以外）の開始 ・ 避難生活支援の開始 ・ 重大な行事の手続 	<ul style="list-style-type: none"> a 短期的な二次被害予防業務（土砂災害危険箇所における避難等） b 市区町村管理施設の応急復旧に係る業務（道路、上下水道、交通等） c 衛生環境の回復に係る業務（防疫活動、保健衛生活動等） d 災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受入れ等） e 遺体の取扱い業務（収容、保管、事務手続等） f 避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保、供給等） g 社会的に重大な行事等の延期調整業務（選挙等）
3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者への支援の開始 ・ 他の業務の前提となる行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> a 避難生活の向上に係る業務（入浴、メンタルヘルス、防犯等） b 市街地の清掃に係る業務（ごみ・瓦礫処理等） c 災害対応に必要な経費の確保に係る業務 d 業務システムの再開等に係る業務

2週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興に係る業務の本格化 ・窓口行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> a 生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等） b 産業の復旧・復興に係る業務（農林水産、商工業対策等） c 教育再開に係る業務 d 金銭の支払、支給に係る業務（契約、給与、補助費等） e 窓口業務（届出受理、証明書発行等）
1月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> a その他の業務

資料：地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説第1版【解説】（内閣府 H22.4）

※ 非常時優先業務の詳細な内容等については、別に定めるものとする。

5 非常時優先業務継続のための体制確立

5-1 職員の参集

大規模な災害が発生した場合、地域防災計画で定めた配備基準により、全職員が参集することとなるが、その際、非常招集の通知を受けた職員は、直ちに登庁し、所定の配備につくものとし、その他の職員は早急に各対策部長と連絡をとり、指示を求めるものとする。

また、各対策部長及び上司と連絡がとれない場合は、自らの判断で、その所属する勤務場所へ登庁するものとする。ただし、所属する勤務場所への登庁が困難な場合は、最寄りの市の機関へ登庁するものとし、登庁した場所を所管する対策部長へその旨を報告し、指示を仰ぐものとする。

【配備基準】

体制	配備基準	配備内容
第1配備	比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集、連絡活動及び応急措置が行える体制とする。 ・第2配備体制に移行できる体制とする。
第2配備	相当の被害が発生し、又は発生するおそれのある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集、連絡活動及び応急措置を実施する。 ・状況によって、第3配備体制に直ちに切り替えできる体制とする。
第3配備	市内全域にわたり、甚大な災害が発生し、被害発生状況及びその他により、全職員の配備を必要とする場合	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策の万全を期すため、事態に即応した業務に従事する。

5-2 職員の確保

(1) 参集可能職員数の把握

職員の確保による実施体制の確立は、本計画遂行上の基本であり、早朝・夜間や休日等の勤務時間外に発災した場合には、参集職員の確認は最重要課題の一つであり、全庁的な確保状況だけでなく、所属ごとに必要な人数が確保可能か確認する必要がある。

時間外に発災した場合は、参集する職員数は着手できる業務の決定上の重要な要素となるため、各部（班）においては、常に、勤務時間外における発災を想定し、職員の参集時間を予測し、想定される参集職員数により着手可能な業務を想定しておく必要がある。

参集想定に当たっては「参集予測の考え方」に基づき算出する。

【参集予測の考え方】

地震発生から 1時間後の参集	3 km 圏内の職員の約 5 割が参集可能
	(考え方) 毎時 3km の速さの連続歩行で参集すると考え、3km 圏内の職員が参集可能。しかし、本人及び家族の死傷等、被災のため、職員の 1 割が参集できない。また、職員の 4 割が救出・救助活動に従事。
地震発生から 3時間後の参集	9 km 圏内の職員の約 6 割が参集可能
	(考え方) 毎時 3km の速さの連続歩行で参集すると考え、9km 圏内の職員が参集可能。しかし、本人及び家族の死傷等、被災のため、職員の 1 割が参集できない。また、職員の 3 割が救出・救助活動に従事。
地震発生から 12時間後の参集	20km 圏内の職員の約 6 割が参集可能
	(考え方) 20km を超えると帰宅困難になるとの想定があることから、20km 圏内の職員が参集可能。しかし、3時間後の参集の考え方と同様の理由で 4 割が参集できない。
地震発生から 1~3 日後の参集	20km 圏内の職員の約 6 割が参集可能
	(考え方) 12 時間後と同じ考え方をとる。
地震発生から 3日~1月後の参集	全職員の 9 割が参集可能
	(考え方) 地震の発生 3 日以降、公共交通機関は徐々に回復し、20 km を超える職員も徐々に参集可能 1 月後は、職員の死傷等により、1 割が参集できない。3 日から 1 月後の間は、その間を直線補完して、参集可能人数を計算

■本庁の各部・班ごとの時期別参集人数（平成30年4月現在）

部名	班名	部員数	1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日～3日以内	3日～1月以内
総務対策部	連絡班 庶務班 財務班	38.0人	19.0人	22.8人	22.8人	22.8人	34.2人
		100.0%	50.0%	60.0%	60.0%	60.0%	90.0%
へりポート対策部	へりポート班	2.0人	1.0人	1.2人	1.2人	1.2人	1.8人
		100.0%	50.0%	60.0%	60.0%	60.0%	90.0%
建設対策班	建設班 建築班	15.0人	7.5人	9.0人	9.0人	9.0人	13.5人
		100.0%	50.0%	60.0%	60.0%	60.0%	90.0%
環境整備対策部	環境整備班 (衛生)(防疫) 下水道班	17.0人	8.5人	10.2人	10.2人	10.2人	15.3人
		100.0%	50.0%	60.0%	60.0%	60.0%	90.0%
福祉対策部	救助班	40.0人	20.0人	24.0人	24.0人	24.0人	36.0人
		100.0%	50.0%	60.0%	60.0%	60.0%	90.0%
市民健康対策部	救護班	12.0人	6.0人	7.2人	7.2人	7.2人	10.8人
		100.0%	50.0%	60.0%	60.0%	60.0%	90.0%
水産商工対策部	水産班 商工班 観光班	12.0人	6.0人	7.2人	7.2人	7.2人	10.8人
		100.0%	50.0%	60.0%	60.0%	60.0%	90.0%
農政対策部	農政班	18.0人	9.0人	10.8人	10.8人	10.8人	16.2人
		100.0%	50.0%	60.0%	60.0%	60.0%	90.0%
水道対策部	水道班	12.0人	6.0人	7.2人	7.2人	7.2人	10.8人
		100.0%	50.0%	60.0%	60.0%	60.0%	90.0%
税務対策部	調査班	24.0人	12.0人	14.4人	14.4人	14.4人	21.6人
		100.0%	50.0%	60.0%	60.0%	60.0%	90.0%
教育対策部	教育班	24.0人	12.0人	14.4人	14.4人	14.4人	21.6人
		100.0%	50.0%	60.0%	60.0%	60.0%	90.0%
消防対策部	消防班	37.0人	18.5人	22.2人	22.2人	22.2人	33.3人
		100.0%	50.0%	60.0%	60.0%	60.0%	90.0%

※職員の自宅から職場までの距離と各部各班の人数により、参集予測の考え方をもとに参集可能人数を計算。

(2) 職員の確保対策

非常時優先業務を行うために必要な人数が不足する場合の対策として、次の対策を行う。

ア 非常時優先業務の更なる絞り込み

各部署の非常時優先業務の実施人員は、災害が休日・夜間に発生した場合においては、あらかじめ割り当てた「当該部署内の担当者」という枠組みの中だけで固定的に対応しようとする、初動期には人員が不足する可能性がある。

そのため、各部署において、初動期の休日・夜間については、非常時優先業務をさらに絞り込み、参集している最小限の人員で確実に実施する体制を検討するものとする。

イ 各部を横断した業務実施体制の確立

非常時優先業務に必要な人員を確保できない場合は、応援職員を充てるものとする。

まずは、部内での調整により行うものとするが、必要人数に対して参集人数が不足する場合は、各部からの要請に基づき、本部事務局で調整し、各部を横断した応援職員の投入を行う。

なお、非常時優先通常業務において、専門的知識が必要とされる業務について職員が不足する場合を想定し、業務経験者の活用や職員OBによる応援などの検討を行う。

ウ 職員安否確認体制の確立

業務継続のためには、職員各自の安否を確実に確認することが必要である。そのため、災害が休日・夜間に発生した場合、参集の可否に関わらず、各職員は、携帯メール（事前にメールアドレスをリスト化）等、予め決められた方法により、自己及び家族の安否の状況等の報告を所属長に行うものとする。

報告する内容は、主に次のとおりとする。

- ・本人の安否情報：無事・負傷（負傷の場合は怪我の程度、入院の場合は入院先）
- ・家族の安否情報：無事・負傷・安否不明
- ・参集の可否：可能・不可能（可能な場合は到着予定時刻、不可能の場合はその理由）
- ・周辺の被害状況：自ら確認をした被害状況等

所属長は、職員の安否確認情報を集約し、本部に報告するものとする。

安否の確認が取れない職員については、携帯、メール等により継続して連絡を取り続けるものとする。

5-3 指揮命令系統の確立

災害時において、迅速かつ的確に業務を遂行・継続するためには、職員の確保とともに、指揮命令系統の確立が重要となる。このため、長期出張又は被災により業務に従事できない、参集に時間を要する等の理由により責任者が不在の場合であっても、組織として適切に意思決定が行えるように、あらかじめ権限委譲の方法を決めておくなど、指揮命令系統を確立しておく。

■指揮命令系統の確立方法

- 所属の責任者との連絡が取れない場合、意思決定に係る権限は、あらかじめ定めた順位で自動的に代行者に委任されるものとする。
- 責任者が本庁に参集できない状況にあっても、連絡手段が確保され、責任者の指示を仰ぐことが可能な場合は、権限の委任は行わないものとする。
- 責任者と連絡が取れない場合は、代行者はあらかじめ定められた方法により権限の委任を受け、責任者の権限や職務を代行する。

■権限委任順位

市長は、災害対策本部長であるため、「地域防災計画 一般災害対策編」の規定に従い、市長が不在の場合等の職務代理順位者は、次のとおりとする。

また、課長以上の権限委任順位については、「枕崎市事務決裁規程」などの各執行機関が定めたものを準用する。（通常業務における市長の職務代理者の順位は、地方自治法第 152 条の規定及び市長の職務を代理する職員の指定並びに市長の職務を代理する者に関する規則による。）

【市長（副市長）の権限委任順位】

	第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位
市 長	副 市 長	総務課長	指定された課長等

また、円滑に権限を委任し指揮命令系統を確立するため、必要に応じて、各部において、次の検討を行うものとする。

■各部検討事項（必要に応じて定める事項）

- 権限委任を定める責任者の範囲は、原則として課長以上は必須とするが、それ以外の職員については、職務の内容や不在時の影響等を考慮して定めるものとする。
- 代行者が数多くの最優先業務に関与するなどにより、業務負荷が非常に高くなることが考えられるため、災害時の業務負荷等を考慮して代行者を設定する。
- 責任者が有する全ての権限や職務を一人で代行することが困難な場合には、主たる代行者を定めた後に、一部の権限や職務を別の者に部分的に委任することも検討する。

5-4 非常時優先業務に必要な施設・設備・通信手段等の対策

非常時優先業務を遂行するためには、施設や設備のほか、様々な資源の確保が必要となる。これらの資源をリスト化し、想定する災害が発生した際には、どの程度利用可能であるかを確認する。その結果、資源が不足していると考えられる場合には、中長期的な確保対策を検討するとともに、短期的な対策として当面できる補強、代替手段等を検討していくこととする。

(1) 庁舎等の安全性の確保

ア 耐震化の状況

庁舎本館（昭和30年建設）、庁舎別館（昭和43年建設）は、旧耐震基準により建設されている。平成26年度に耐震診断を実施し、別館は耐震性が認められたものの、本館は耐震補強工事が必要と判断されたことから、平成28年度に耐震補強工事を行っている。

イ 代替庁舎の確保

本計画が想定する災害では、本庁舎には甚大な被害は発生しないと想定されるものの、想定災害以上の地震発生等により、本庁舎が著しい損傷を受け、周辺地域が被災して職員が庁舎に登庁できないような場合も想定される。

このような場合には、地域防災計画に記載されている本庁舎が被災した場合の市災害対策本部の設置の考え方と同様に、代替庁舎を確保する。

【代替庁舎検討用リスト】（現況）

施設名		市民会館 (管理棟)	妙見センター (研修施設)	サン・フレッシュ ユ枕崎
代替庁舎候補順位		1	2	3
耐震対応		○	○	○
災害危険度	津波	○	○	○
	液状化	○	○	○
	洪水	○	○	○
	土砂災害	○	○	○
	火災等	○	○	○
非常用発電機		○	×	×
通信機器類	電話	○	○	○
	FAX	○	○	○
	防災行政無線放送設備	×	×	×
	衛星携帯電話	×	×	×
備蓄品	水	×	×	×
	食糧	×	×	×
事務機器・備品	執務室	○	○	○
	パソコン	○	×	×
	コピー機	○	×	○
施設内設備	トイレ	○	○	○
	浴室等	×	×	×
	簡易炊事設備	×	○	×
同時被災の可能性のある災害		無	無	無

※サン・フレッシュ枕崎は平成28年7月に災害時における施設使用の協定を警察署と締結済

(2) ライフライン設備等の確保

地震発生直後は、必要最小限のライフラインの確保に努め、その後、正常な運営に受けた応急・復旧作業を実施していくこととなる。

本庁舎における電力、電話等のライフライン設備等の現状と今後の対策は、次表のとおりである。

■ ライフライン設備等の現状と今後の対策（本庁舎）

区分	項目	現 状	対応策等
電力	1 非常用発電機 (1) 発電機について (2) 設置場所 (3) 発電機の起動方法 (4) 燃料確保の体制 (5) 庁内での電力配分 (非常用発電機活用時)	○空冷式(燃料軽油) 発電機1基設置 ○津波浸水の可能性：無 ○自動起動 ○8時間分の燃料備蓄 ○災害対策本部フロア、防災行政無線室、県防災情報ネットワークシステム、電話交換室、記者室、電算室、建設課フロア等。	【現時点での課題】 ○備蓄分使用後の燃料の確保のため、事業者との協定を検討
電話	1 電話の現状 2 災害時優先電話の回線数 3 電話交換機 (1) 転倒防止等 (2) 故障時の復旧方法 (3) 停電時	○電話 10 回線 ○4 回線 ○アンカーで固定 ○保守管理契約 ○非常用発電機の供給対象となっているため使用可能	【現時点での課題】 ○災害時優先電話の増設、庁内での設置場所の調整 ○非常用発電機の備蓄燃料使用後の燃料確保が必要
空調	1 被災・停電時の運用 (1) 利用可能性 2 停電時の対応 (1) 故障時の復旧方法 (2) 災害時技術者派遣協定等の締結 (3) 空調停止時に影響を受けるスペース (4) 故障防止対策の実施状況	○非常用発電機対象は電算室のみ、その他は一部を除き、商用電源回復まで利用不可 ○特になし ○協定は未締結 ○特になし ○特になし	【現時点での課題】 ○空調が故障した場合は修繕が必要となり、早期の使用再開のため、修繕業者との非常時の体制の検討が必要

(3) 業務遂行のために必要な物資等の確保

大規模な災害発生直後から、非常時優先業務の遂行のため、執務環境やトイレ、食料・飲料水等を確保しておく必要がある。

本庁舎における執務環境、職員用の飲料水・食料、毛布等、水洗トイレ、消耗品等の現状と今後の対策は、次表のとおりである。

■ 執務環境及び備蓄品等の現状と今後の対策（本庁舎）

区分	項目	現状	対応策等
執務環境	1 什器等の転倒防止対策・書架等の扉開放防止対策の実施状況	○什器等の転倒防止対策は実施していない。	【現時点での課題】 ○防止対策について検討が必要
職員用の飲料、食料、毛布等	1 飲食料品の備蓄 (1)食料 (2)飲料水 2 寝具等	○60人分(2日分) ○60人分(2日分) ○毛布10枚	【現時点での課題】 ○全職員の9割の3日分程度の食料・飲料水が必要
水洗トイレ	1 停電、断水時のトイレ利用可能性 (1)停電時の利用可能性 (2)水の供給状況 (3)自然流下可能なトイレ 2 本庁舎の代替トイレ等の確保状況 (1)組立式簡易トイレの備蓄 (2)携帯トイレの備蓄	○非常用発電機の電力を使用するフロアは利用可能 ○断水時は使用不可 ○全てのトイレが対象 ○なし ○60人分(2日分)	【現時点での課題】 ○非常用発電機の備蓄燃料使用後の燃料確保が必要
消耗品等	1 印刷用紙、トナー・トレットペーパー等 (1)印刷用紙の確保状況 (2)トナーの確保状況 2 トレットペーパーの確保状況	○災害時用の確保は行っていない ○保守サービスの範囲のみ。予備の保管は行っていない。 ○災害時用の確保は行っていない。	【現時点での課題】 ○災害時の使用枚数等の算定が必要

(4)災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合においても、防災行政無線をはじめとした災害時に使用可能である多様な通信手段を確保する必要がある。

本庁舎における通信手段の現状と今後の対策は、次表のとおりである。

■通信機器等の現状と今後の対策（本庁舎）

区分	項目	現状	対応策等
住民への情報伝達	1 防災行政無線（同報系）の設置状況	○基地局1局 遠隔制御局1局 屋外拡声子局44局 H32年度にデジタル化に移行予定である	【現時点での課題】 ○住民の戸別受信器購入の拡大
	2 ホームページ	○災害時には、市ウェブサイトの軽量化を図ることで、サーバーへのアクセス負荷の軽減を行うことができる	○ヤフー㈱と「災害に係る情報発信等に関する協定」の締結を検討
	3 ソーシャルネットワーキングサービス等	○フェイスブック・データ放送を活用している	○操作可能な職員が少ないため、操作マニュアルの整備や研修を検討
	4 緊急速報メール（エリアメール）	○Lアラートを通じて、携帯電話3社で情報提供が可能	○県総合防災システムの操作可能な職員が少ないため、研修を検討
情報伝達の行政間の	1 防災行政無線（移動系）の設置状況	○なし	【現時点での課題】 ○移動系無線の整備が必要
電話衛星携帯	1 衛星携帯電話の台数	○1台	【現時点での課題】 ○衛星携帯電話の拡充が必要
システム県総合防災	1 システムの活用	○Lアラート連携により、マスコミ等へ即時に情報提供が可能	【現時点での課題】 ○操作可能な職員が少ないため、操作マニュアルの整備や研修を検討
その他	1 特設公衆電話の設置状況	○市内18箇所の避難所に33回線設置	【現時点での課題】 ○電話機の必要台数の確保が必要

(5)重要行政データの確保

災害時の被災者支援や住民対応には、行政データが不可欠であるため、業務の遂行に必要な重要な行政データのバックアップを安全に行う必要がある。

本市の重要行政データにおけるデータの確保状況、バックアップ状況等については次表のとおりである。

■重要行政データの現状と今後の対策

区分	項目	現状	対応策等
基幹系システム	1 データの確保	○クラウド化によりデータを保存し、高度なセキュリティ対策を講じている。	○データセンターが被災した場合のダウンリカバリシステムの構築が必要
	2 バックアップ状況	○クラウド化によりデータセンターに保管 ○システムにより毎日バックアップを行い、月次で記録媒体へ保存し、耐火金庫に保管	○自治体クラウドを構築することでバックアップ体制を強化していくことが検討されており早期構築が課題
内部情報系システム	1 データの確保	○サーバ類は庁舎2階部分に設置し、ラックは転倒防止の措置を講じている	○各システムにおけるバックアップ体制として、クラウド化等による庁舎外保管の検討が必要
	2 バックアップ状況	○情報系システムに関わるデータは、電算室サーバ機器に保存	

■今後検討の必要な事項

- 永年保存文書や図面など、紙保存データの電子化や保管体制についての検討が必要。
- 庁舎被災を想定した電算室の荷重（耐震）対策が必要。
- 各課が保有する業務システムについて、バックアップ体制の強化を図るとともに、災害時における非常時優先業務の実施に当たり必要となる電子及び紙のデータの特定が必要。
- システムが稼働できない場合を想定した業務継続方法の検討が必要。

6 今後の取組

(1) 業務継続計画の共通認識

本計画を実効あるものとするためには、職員一人ひとりが、災害時に担う役割や施設等の資源制約の可能性について、平常時から認識しておくことが必要であることから、各部局等においては、各所属長が、本計画の趣旨を所属職員に対して周知することにより、本計画の共通認識を図るものとする。

(2) 業務継続計画の継続的な改善

業務継続体制の一層の充実を図るため、地域防災計画の修正、組織の改正等の状況に応じ、本計画の必要な見直しを行うなど、PLAN（計画の策定）、DO（訓練・研修の実施）、CHECK（検証）、ACTION（計画の見直し）といったPDCAサイクルによる継続的な改善を行う。

枕崎市業務継続計画 (平成 30 年度策定)

発行 枕崎市総務課秘書広報係
枕崎市千代田町 2 7 番地
電話 (0993)-72-1111
F A X (0993)-72-9436